

目次

はじめに.....	1
第1章 子ども虐待の援助に関する基本事項.....	2
1. 子ども虐待とは何か.....	2
(1) 子ども虐待のとらえ方.....	2
(2) 子ども虐待の定義.....	2
(3) 「保護者」及び「監護する」の解釈.....	4
(4) 虐待の判断に当たっての留意点.....	4
(5) 子どもに対する虐待の禁止.....	4
(6) 虐待の子どもへの影響.....	5
2. 子ども虐待対応の基本的考え方.....	7
(1) 虐待が起こっている家庭の特質.....	7
(2) 子どもの特徴.....	7
(3) 対応上の留意点.....	7
3. 子ども虐待対応の原則.....	8
(1) 迅速な対応.....	8
(2) 子どもの安全確保の優先.....	8
(3) 家族の構造的課題としての把握.....	8
(4) 十分な情報収集と正確なアセスメント.....	9
(5) 組織的な対応.....	9
(6) 十分な説明と見通しを示す.....	9
(7) 法的対応などの確かな手法の選択.....	10
(8) 多機関の連携による支援.....	10
4. 子どもに対する支援の基本.....	10
(1) 子どもの権利擁護.....	10
(2) 子どもの発達支援、自立支援.....	11
(3) パーマネンシーへの配慮.....	11
5. 子ども虐待対応の枠組み.....	12
(1) 虐待の重症度と市区町村・児童相談所の対応.....	12
(2) 特定妊婦・要支援児童・要保護児童への対応.....	13
(3) 市区町村と児童相談所の役割と連携・協働の留意点.....	14
(4) 要保護児童対策地域協議会の運営.....	17
6. 守秘義務と情報提供について.....	20
(1) 児童相談所職員及び市区町村職員の守秘義務について.....	20
(2) 関係機関及び関係者の守秘義務と情報提供について.....	20
(3) 要保護児童対策地域協議会の構成員の守秘義務と情報提供について.....	21

7. 転居した事例への対応	22
(1) 児童相談所の対応.....	22
(2) 市区町村における転居ケースの取り扱いについて.....	24
第2章 虐待の発生を予防するために.....	26
1. 子ども虐待問題を発生予防の観点から考えることの重要性（子ども虐待はなぜ起こるのか）	26
2. 虐待に至るおそれのある要因とアセスメント	26
(1) リスク要因とは.....	26
(2) リスク要因を持つ家庭を把握するためのアセスメント	28
3. 市区町村の子育て支援策.....	30
(1) 市区町村の役割.....	30
(2) 妊娠期からの支援.....	30
(3) 妊婦健康診査、乳幼児健康診査.....	32
(4) 子育て支援サービス.....	32
4. 市区町村における医療・保健・福祉の連携.....	33
(1) 妊娠・出産・子育てに関する相談情報の提供.....	33
(2) 要支援家庭を発見した場合の連携.....	34
(3) 要保護児童対策地域協議会を活用した連携.....	35
第3章 通告・相談の受理はどうするか.....	36
1. 通告・相談時に何を確認すべきか.....	36
(1) 通告の対象となる子ども.....	36
(2) 通告・相談への対応手順.....	36
(3) 通告・相談のパターン.....	40
(4) 通告・相談者別の対応のあり方.....	41
(5) 時間外の対応.....	45
2. 市区町村から児童相談所への送致等をどうするか.....	46
(1) 送致.....	46
(2) 通知の積極的な活用.....	47
(3) 児童相談所に援助を求める場合.....	47
第4章 調査及び保護者と子どもへのアプローチをどう進めるか.....	48
1. 調査（安全確認）における留意事項は何か.....	48
(1) 調査（安全確認）の意義.....	48
(2) 調査（安全確認）で把握・確認すべき事項.....	49
(3) 関係機関から調査を行う事項.....	52
(4) 調査（安全確認）の方法.....	52
(5) 調査（安全確認）に際しての留意事項.....	53
2. 虐待の告知をどうするか.....	56
(1) 告知の方法.....	57

(2) 告知を行う際の留意点.....	58
3. 保護者と援助関係を結ぶためのさまざまなアプローチ.....	60
(1) 保健所、市町村保健センター等の保健活動との連携.....	60
(2) 関わりのある機関を経由する.....	60
(3) 医療機関へつなぐ.....	60
(4) 親族、知人、地域関係者等を介する.....	60
4. 訪問調査を受け入れない保護者への対応.....	61
5. 子どもからの事実確認（面接・観察）はどのように行うか.....	61
(1) 虐待を行っている（または、行っていると思われる）保護者に事前に知らせること なく面接をする場合.....	61
(2) 保護者が市区町村や児童相談所の関わりを認めて、子どもと面接する場合.....	62
(3) 子どもを一時保護（または一時保護委託）した上で面接する場合.....	63
6. 立入調査及び出頭要求並びに臨検・搜索等の可否をどう判断するか.....	64
(1) 立入調査及び出頭要求並びに臨検・搜索等の法的根拠.....	64
(2) 要求から臨検・搜索等までの流れ.....	64
(3) 立入調査及び出頭要求並びに臨検・搜索等をする事例.....	65
7. 立入調査をどう進めるか.....	66
(1) 立入調査の手続上の留意点.....	66
(2) 立入調査の執行にあたる職員.....	67
(3) 立入調査における関係機関との連携.....	67
(4) 立入調査の執行.....	70
(5) 調査記録の作成と関係書類等の整備.....	71
8. 出頭要求から臨検・搜索をどう進めるか.....	72
(1) 保護者への出頭要求.....	72
(2) 保護者への再出頭要求.....	74
(3) 臨検、搜索の実施.....	74
9. 性的虐待への対応について.....	80
(1) 性的虐待・家庭内性暴力の発覚と通告.....	80
(2) 通告受理機関の初期対応.....	81
(3) 児童相談所の対応体制.....	82
(4) 安全確認の際に通告者から確認すること.....	83
(5) 初期被害調査面接.....	83
(6) 調査のための保護の判断と実施.....	85
(7) 調査のための保護に関する保護者への告知.....	85
(8) 調査のための保護における調査と評価.....	86
(9) (法的) 被害事実確認面接 (forensic interview).....	88
(10) 子どもとの面接における留意点.....	88
(11) (法的) 被害事実確認面接 (forensic interview) 技法を用いた面接の方法.....	90

(1 2) 身体医学的なチェック.....	91
(1 3) 保護者への面接.....	92
第5章 一時保護.....	99
1. 一時保護の目的は何か.....	99
2. 一時保護の速やかな実施.....	99
3. 虐待が疑われる事例への対応の流れ.....	99
4. リスクアセスメントシートによる一時保護の要否判断.....	103
(1) 客観的判断の必要性.....	103
(2) 情報収集.....	103
(3) 情報整理（アセスメントシートの記入）.....	103
(4) 情報評価（アセスメントシートを用いた判断）.....	104
5. 職権による一時保護の留意点は何か.....	105
(1) 基本的留意事項.....	105
(2) 広域的な対応や委託一時保護の活用.....	105
(3) 警察との関係.....	106
6. 一時保護の説明.....	106
(1) 子どもへの説明.....	106
(2) 保護者への説明.....	107
7. 一時保護所入所中の子どもに対する援助のあり方.....	109
(1) 入所時の対応.....	109
(2) 子どもに援助を行う際の留意点.....	110
(3) 学習支援.....	110
(4) 情緒的な安定を図るための支援.....	111
(5) 年長の子どもへの支援.....	111
8. 一時保護中に保護者が面会を希望する場合の対応.....	111
(1) 一時保護中の保護者対応の原則.....	111
(2) 面会に対する基本的な考え方.....	112
(3) 面会設定までの対応.....	112
(4) 面会の適否の判断材料.....	112
(5) 面会実施の留意事項.....	113
(6) 強引な面会強要等への対応.....	113
9. 保護者の強引な引取要求への対応.....	114
10. 家庭復帰させる場合の子ども・保護者への指導上の留意点.....	115
(1) 家庭復帰の適否判断に際して把握する事項.....	115
(2) 家庭復帰に向けた条件整備.....	116
(3) 子どもに対する留意事項.....	117
(4) 保護者に対する留意事項.....	117

1 1. 委託一時保護の留意点.....	118
(1) 委託一時保護する場合の理由.....	118
(2) 主な委託一時保護先の特徴と留意事項.....	118
(3) 委託一時保護する際の留意事項.....	119
(4) 委託一時保護の通知.....	119
1 2. 一時保護が2か月を越える場合の対応.....	120
(1) 2か月を越える一時保護の例.....	120
(2) 児童福祉審議会の意見聴取が必要な場合.....	120
(3) 審議会での意見聴取方法.....	121
(4) 親権者等の意向の確認.....	123
第6章 診断・判定及び援助方針の決定をどのように行うか.....	124
1. 各種診断はどのように行うか.....	124
(1) 社会診断.....	124
(2) 心理診断.....	126
(3) 行動診断.....	128
(4) 医学診断.....	131
2. 判定（総合診断）はどのように行うか.....	131
(1) 判定（総合診断）の意義.....	131
(2) 判定（総合診断）の方法.....	132
(3) 判定（総合診断）の視点.....	132
(4) 再判定の必要性.....	132
3. 援助方針はどのように作成するか.....	133
(1) 市区町村が策定する援助方針.....	133
(2) 児童相談所が策定する援助方針.....	133
4. 援助方針について保護者、子どもにどう説明するか.....	136
(1) 施設入所又は里親委託の場合.....	136
(2) 在宅援助の場合.....	137
5. 児童相談所の援助方針を受け入れない保護者への対応.....	138
(1) 児童相談所の援助方針を受け入れない保護者との関係理解.....	138
(2) 保護者の虐待認識の特性.....	139
(3) 保護者の態様に応じた対応方法.....	139
第7章 親子分離に関わる法的対応をどう進めるか.....	147
1. 法的分離にはどのようなものがあるか.....	147
2. 家庭裁判所による子どもの里親等委託又は児童福祉施設等への入所の承認—いわゆる児童福祉法第28条手続.....	147
(1) 虐待、ネグレクト、その他の福祉侵害について.....	147
(2) 児童福祉法第27条第1項第3号の措置（児童福祉施設へ入所等の措置）を採ることが子どもの親権を行う者又は未成年後見人の意に反することについて.....	148

(3) 法第28条手続の進め方.....	149
(4) 措置の期間の更新について.....	149
(5) 保護者指導に関する報告・意見の聴取等.....	151
(6) 保護者に対する勧告.....	151
(7) 家庭裁判所による審判前の保全処分.....	151
3. 家庭裁判所による親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判並びにこれらの審判の取消 しの請求.....	152
(1) 親権喪失・親権停止制度が導入された背景.....	152
(2) 親権喪失の基本情報（要件、効果等）.....	153
(3) 親権停止の基本情報（要件、効果、再度の申立て等）.....	154
(4) 管理権喪失の基本情報（要件、効果等）.....	155
(5) 保全処分の申立て.....	155
(6) 親権喪失、親権停止及び管理権喪失審判の取消しの基本情報.....	155
(7) 親権喪失等に伴う未成年後見人の選任.....	156
(8) 親権喪失、親権停止、管理権喪失、児童福祉法28条の使い分け.....	156
4. 児童相談所長の権限と親権との関係.....	159
(1) 児童相談所長の権限の概要.....	159
(2) 監護措置を不当に妨げられた場合の対応.....	160
(3) 医療ネグレクトに対する対応.....	163
(4) 施設入所中又は里親等委託中の場合.....	166
5. 法的分離手続の実際.....	166
(1) 各種申立書はどのように記載するか.....	166
(2) 虐待の疎明、証明はどうすればよいか.....	169
第8章 児童福祉審議会の意見聴取をどう進めるか.....	172
1. どのような事例を児童福祉審議会に諮るか.....	172
(1) 児童福祉審議会諮問の意義.....	172
(2) 児童福祉審議会に諮問する事例.....	172
2. 児童福祉審議会の意見聴取の手続はどのように行うか.....	174
(1) 意見聴取の手続.....	174
(2) 都道府県児童福祉審議会の運営.....	174
第9章 在宅における援助をどう行うか.....	180
1. 在宅援助の基本的考え方と方法.....	180
(1) 在宅援助の条件.....	180
(2) 在宅援助の種類.....	180
(3) 在宅援助に伴う危険性.....	182
(4) 援助指針策定の留意点.....	183
(5) 具体的な援助の方法.....	184
(6) 進行管理（ケースマネジメント）.....	185

(7) 在宅での援助を効果的に進めるために.....	186
(8) 一時帰宅中と家庭復帰後の在宅援助（第10章をあわせて参照のこと。）.....	187
2. 関係機関との連携による支援.....	189
(1) 子どもの虐待問題では、担当者一人あるいは、1職種では判断しない。.....	189
(2) 虐待発生・再発予防のための在宅支援は要保護児童対策地域協議会を活用する。	189
(3) 子どもや家族に直接かかわる関係機関は、自分がどのような役割を担当するの かを、援助開始から当事者である子どもや家族に説明する。.....	189
(4) 地域の社会資源を活用した支援により、養育環境を改善する。.....	190
3. 要保護児童対策地域協議会の活用.....	190
(1) 情報の集約.....	190
(2) 個別ケース検討会議のあり方.....	191
(3) 実務者会議における進行管理.....	191
(4) 進行管理事例の検討内容.....	192
(5) 終結事例について.....	192
(6) 転居家庭のひきつぎの確認.....	193
第10章 施設入所及び里親等委託中の援助.....	195
1. 施設入所中及び里親等委託中の子どもとその家庭への関わり.....	195
(1) 入所にあたっての子どもと保護者への説明と同意.....	195
(2) 家族分離の心的負担を和らげるための対応.....	195
(3) 入所・委託時における施設・里親等との協働による支援方針の策定.....	196
(4) 入所・委託後の施設及び里親等への支援.....	198
(5) 里親等と地域関係機関との連携に関する支援.....	199
2. 子どもへの人権侵害行為に関する対応.....	199
3. 家族再統合に向けた取組み.....	200
(1) 家族が支援を受けることへの動機づけ.....	200
(2) 家庭内の虐待発生につながるリスクの低減に向けた働きかけ.....	201
(3) 家族に対する治療教育的アプローチ.....	201
(4) 家族関係調整.....	201
(5) 児童福祉法第28条にもとづく審判による入所における保護者援助.....	202
(6) 親権停止中の保護者援助.....	202
4. 家族再統合プログラムの考え方と実際.....	203
(1) 家族（親子の）再統合とは何か.....	203
(2) 家族が主体者となるための当事者参画.....	203
(3) 家族再統合支援の実際.....	205
(4) 段階的親子交流.....	207
(5) 保護者への支援プログラム.....	208
(6) 児童福祉施設と児童相談所の連携.....	209

5. 家庭復帰の際の支援.....	210
(1) 家族再統合支援における評価の視点（課題の達成度とリスクアセスメント）	210
(2) 必要に応じた家庭復帰計画の変更	211
(3) 家庭復帰にあたっての関係機関とのネットワークと在宅支援	212
(4) 家庭復帰後のケア	212
第11章 児童相談所の決定に対する不服申立てについて.....	222
1. 行政不服審査とは何か.....	222
2. 行政不服申立てにどう対応するか.....	222
第12章 関係機関との協働	224
1. 福祉事務所（家庭児童相談室）との連携.....	224
(1) 福祉事務所の業務.....	224
(2) 家庭児童相談室	224
(3) 福祉事務所との連携による支援.....	224
2. 市区町村の母子保健部門との連携.....	225
(1) 母子保健部門との連携の意義	225
(2) 母子保健における子ども虐待への対応.....	225
(3) 妊婦への支援.....	226
(4) 新生児訪問・乳児訪問.....	227
(5) 乳幼児健康診査	227
(6) 乳幼児健康診査未受診等の家庭の把握及び情報の整理.....	228
(7) その他の母子保健活動.....	228
3. 児童委員の概要.....	229
(1) 児童委員の概要	229
(2) 児童委員との連携のあり方.....	229
(3) 市区町村と児童委員との連携	231
4. 児童家庭支援センターとの連携.....	231
(1) 児童家庭支援センターの概要	231
(2) 児童家庭支援センターとの連携の留意点.....	232
5. 保育所、幼稚園・小学校・中学校等との連携.....	233
(1) 保育所、幼稚園・小学校・中学校等との連携の意義.....	233
(2) 保育所、学校等との連携にあたっての留意事項	234
(3) 施設入所中に通園・通学する幼稚園・学校等との連携.....	236
6. 医療機関との連携.....	237
(1) 医療機関との連携の意義	237
(2) 具体的な場面への対応.....	237
(3) 保護者の治療機関との連携.....	239
7. 警察との連携.....	240
(1) 連携体制の整備	240

(2) 個別事例における連携.....	240
(3) 通告に関する連携.....	240
(4) 警察への援助要請.....	241
(5) 警察への告発.....	241
(6) 一時保護所や児童福祉施設における警察との連携.....	243
(7) 職員研修や人材交流における連携.....	244
8. 弁護士との連携.....	244
9. 家庭裁判所との連携.....	245
10. 配偶者暴力相談支援センター及び婦人相談所（女性相談所・女性相談センター）との 連携.....	246
(1) 配偶者からの暴力と子ども虐待.....	246
(2) 母子への支援における連携.....	246
(3) 子どもの保護についての連携.....	247
(4) 18歳未満の女子への対応.....	248
11. 民間虐待防止団体との連携.....	248
(1) 民間虐待防止団体との連携の必要性.....	248
(2) 民間虐待防止団体の特徴と活動内容.....	249
(3) 法的位置づけ.....	250
(4) 連携のあり方と留意点.....	250
第13章 特別な視点が必要な事例への対応.....	252
1. きょうだい事例への対応.....	252
(1) きょうだいの安全確認について.....	252
(2) きょうだい受理の要否判断.....	252
(3) 一時保護等で親子分離した場合、家庭に残ったきょうだいに対する援助.....	253
(4) 虐待により重大な被害を受けた子どものきょうだいに対する援助.....	253
2. アルコール依存・薬物依存等の保護者への対応.....	255
(1) 物質依存の態様.....	255
(2) 物質依存と子ども虐待.....	255
(3) 物質以外への依存.....	257
3. 精神疾患が疑われる事例への介入と対応.....	257
(1) 保護者の精神障害と子ども虐待.....	257
(2) 精神疾患事例への対応方法.....	258
(3) 子どもへの対応.....	259
4. 特定妊婦や飛び込み出産への対応.....	261
(1) 特定妊婦への関わり.....	261
(2) 関係機関の役割と連携.....	261
(3) 特定妊婦への支援の留意点.....	263
(4) 飛び込み出産への対応の留意点.....	263

5. 虐待による乳幼児頭部外傷 (Abusive Head Trauma in Infants and Children=AHT) が疑われる場合の対応.....	264
(1) 虐待による乳幼児頭部外傷 (Abusive Head Trauma in Infants and Children=AHT) とは.....	264
(2) 通告受理時の対応.....	265
(3) 援助方針の検討.....	268
(4) こどもと保護者への支援と家族の再統合.....	269
6. 代理によるミュンヒハウゼン症候群 (Munchausen Syndrome by Proxy、以下MSBP) への対応.....	270
7. 転居を繰り返す事例への対応.....	273
(1) 転居事例での留意点.....	273
(2) 初期調査.....	273
(3) 個別ケース検討会議の開催.....	274
(4) 居所不明となったときの対応.....	274
(5) 知人、親族等の連絡先の確認.....	275
8. 配偶者からの暴力のある家庭への支援のあり方.....	276
(1) 配偶者からの暴力とは.....	276
(2) さまざまな形態の暴力.....	276
(3) なぜ加害者は暴力をふるうのか.....	276
(4) なぜ逃げない被害者がいるのか.....	277
(5) DVと子どもの虐待.....	278
(6) DVが子どもに与える心理的影響.....	278
(7) 子ども虐待への対応とDVを受けている女性への支援.....	279
9. ステップファミリーの事例への対応.....	280
(1) ステップファミリーについて.....	280
(2) ステップファミリーが抱えやすい問題について.....	280
(3) 保護者が内縁関係にある事例が抱えやすい問題.....	282
(4) ステップファミリーの事例への対応.....	282
(5) 子どもの施設入所もしくは里親委託中に家族形態が変化した事例への対応について.....	283
10. 18歳若しくは19歳の子どもへの対応.....	284
(1) 18歳若しくは19歳の子どもの特徴.....	284
(2) 相談の受付と、使える社会資源等.....	285
(3) 児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム) について.....	285
(4) 民法等改正と子どもとの関係.....	287
11. 性的虐待を受けた子どもとその保護者への支援.....	288
(1) 子どもへのケア.....	288
(2) 保護者の指導・ケア.....	289

(3) 刑事事件としての取り扱い.....	290
(4) きょうだいに加害者の場合.....	291
1 2. ネグレクト事例への対応.....	291
(1) 子どもの虐待とネグレクト.....	291
(2) ネグレクトの範囲.....	291
(3) 子どもの状況.....	292
(4) ネグレクトをする保護者.....	292
(5) ネグレクトと愛着障害.....	292
(6) 自覚の伴わない虐待.....	292
(7) 引きこもりや援助拒否になる事例.....	293
(8) いわゆる「ゴミ屋敷」.....	293
(9) ネットワークでの支援.....	294
(10) 再検討時期の明確化.....	294
(11) 世代間連鎖.....	294
(12) 餓死に至るようなネグレクトの特徴とその対応.....	295- i
(13) 短期間にネグレクトで死亡する事例について.....	295- i
1 3. 心中事例に対する考え方.....	295- ii
(1) 重篤な虐待死としての「親子心中」.....	295- ii
(2) 心中による虐待死の特徴.....	295- ii
(3) 加害者について.....	295- iii
(4) 子ども側の要因について.....	295- iii
(5) 心中事例の発生を防止するために.....	295- iii
第14章 虐待重大事例に学ぶ.....	296
1. 重大事例に関する検証の必要性和枠組み.....	296
2. 虐待対応上の主なポイント.....	297
(1) 妊娠期からの予防的支援.....	297
(2) 乳幼児期における予防的支援.....	298
(3) 安全確認と情報収集.....	298
(4) リスクアセスメント.....	299
(5) 一時保護.....	300
(6) 措置解除時のアセスメントと家庭復帰後の支援.....	301
(7) 市区町村と児童相談所との連携.....	302
(8) 関係機関との連携.....	302
(9) 要保護児童対策地域協議会の効果的な運営.....	304
3. その他の対応上のポイント.....	305
(1) きょうだいへの対応についての留意点.....	305
(2) 受傷機転不明のけがへの対応.....	305
(3) 要支援ケースの移管、引き継ぎ.....	306

(4) 居住実態が確認できない場合の対応.....	306
4. 自治体による検証のあり方.....	307
参考資料.....	309
1. 子ども虐待への取り組みの沿革.....	309
(1) 児童虐待の防止等に関する法律の制定前.....	309
(2) 児童虐待防止法の制定とその後の改正経緯.....	310
2. 調査において有用な身体医学的知識.....	312
(1) 発育や発達の障害.....	312
(2) 皮膚所見.....	313
(3) 頭部外傷.....	314
(4) 眼科的所見.....	314
(5) 耳鼻科的所見.....	314
(6) 頭蓋骨以外の骨折.....	314
(7) 内臓出血.....	315
(8) 溺水.....	315
(9) 婦人科的所見.....	315
(10) 精神医学的所見.....	316
3. 医学診断の留意点.....	316
(1) 母子健康手帳から把握しておくこと.....	316
(2) 問診・観察.....	316
(3) 身体的診察.....	317
(4) 特別な診察.....	318
(5) 医学的検査.....	318
(6) 問診及び診察結果の記録のとり方.....	320
(7) 精神医学的診察.....	320
参考文献.....	321
執筆協力者等一覧.....	323